

北栄町高齢者見守り体制促進事業及び環境維持保全の推進に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、北栄町高齢者見守り体制促進事業の実施及び環境維持保全の推進（以下「対策事業」という。）に関して、次のとおり協定書を締結する。

（目的趣旨）

第1条 この協定書は、甲と乙が協力し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、乙の運営する「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン」（以下「本サービス」という。）及び乙の運送事業を通じて見守りを行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。また、脱炭素社会の実現に向け甲と乙の協働により取組みを推進し、地域環境の維持保全に資することを目的とする。

2 この協定書は、前項の目的を達するため、対策事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第2条 甲と乙は、見守り活動の実施にあたって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、対策事業を継続的に実施することができるようその体制の確立に努めるものとする。

（本サービス）

第3条 甲及び乙は、高齢者等に対する本サービスの利用促進等について、甲乙間で協議の上、別途覚書等により定めることができることとする。

2 本サービスの詳細は、本サービスに関し乙が定める「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン利用規約」に定めるとおりとする。

（乙の運送事業における見守り）

第4条 乙の従業員及び乙の業務委託先は、運送事業における日常において、地域の高齢者等に対し、対象者を限定せず監視的ではない「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、乙に連絡し、乙は当該異変について甲へ連絡を行うものとする。

2 前項の連絡については、日常業務に支障のない範囲内で行うものとし、連絡に係る費用は、乙の負担とする。

3 異変とは、日常生活において明らかに不自然な状況であることとし、具体的には郵便物・新聞などの管理状況、雨戸の開閉状況、室内電灯の夜間使用状況、徘徊の疑い、怒号、その他通常生活との違いがあることをいう。

4 乙から連絡を受けた甲は、乙より提供された情報と、甲の業務にて蓄積された対象高齢者等の情報を照らし合わせた上で、甲が対象高齢者等の状況を確認する。

5 甲は、対象高齢者等への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等に係る活動を実施するものとする。

6 乙の高齢者等に対する見守りに係る情報は、異変を確認した際の状況等を含むものとする。

（脱炭素に向けた取組み）

第5条 乙は環境負荷に配慮した運送事業を実施し、甲は乙の脱炭素に向けた配送業務に関して再配達を抑止されるよう啓発等に取り組むものとする。

（免責）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による連絡ができなかった場合又は遅れた場合であって、高齢者等に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲と乙は、事業に関して知り得た個人情報を、この目的以外に利用、漏洩してはならない。なお、協定書を破棄した場合においても同様とする。

（有効期間）

第8条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（本協定書の破棄）

第9条 乙は、甲に対する申入れによって、本協定書を破棄することができる。

2 甲は、乙が事業に協力するにあたり、本協定書の規定に違反したとき、又は不適當な事由があると認めるときは、乙に対して申入れにより本協定書を破棄することができる。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議の上に決定するものとする。

以上、この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年7月16日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北 栄 町

町 長

手嶋俊樹



乙 岡山県苫田郡鏡野町古川1072番地5

ヤマト運輸株式会社 津山主管支店

主管支店長

丸山初功

